

虐待の内容と具体例

区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力行為などで、身体にあざや痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。	平手打ち、つねる、殴る、蹴る、無理矢理に食事を口に入れる、やけど・打撲させるなど。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与える行為。	排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、侮辱をこめて子どものように扱う、高齢者が話しかけているのを意図的に無視するなど。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。	排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触、セックスの強要など。
経済的虐待	本人の合意なしに、財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の財産を無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど。
ネグレクト (介護・世話の放棄・放任)	意図的、結果的であるかを問わず介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄・放任し、高齢者の身体、精神状態、生活環境を悪化させる行為。	入浴しておらず異臭、髪が伸び放題、水分食事が十分に与えられていないため脱水症状・栄養失調状態、室内にごみが放置、必要とする介護・医療サービスを理由なく制限するなど。

された状態に置かれている場合「高齢者虐待」と判断します。

根室市の状況

根室市地域包括支援センター

根室市の高齢者虐待の状況

回答数	一人当たり平均	虐待件数	虐待の種類別件数				
			身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	ネグレクト
14人	1.7件	24件	7件	5件	1件	4件	7件

では、市内の介護支援事業所および公共機関等(89カ所)を対象に高齢者虐待実態調査を実施しました。

調査対象者は在宅における65歳以上の高齢者で、平成15年から平成19年の5年間に於いて「家族・親族等から虐待を受けた方」または「受けたと疑われる方」を対象としたところ、高齢者虐待件数14件が確認されました。

虐待の種類別では24件と、一人の高齢者に対し複数種類の虐待が混在していることも分かりました。また、「無視されている」「心理的不安定で孤立している」「おびえてる」「年金等の現金が渡さ

高齢者虐待の総合相談窓口

- 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合。
「速やかに通報する義務があります。」
- 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じていない場合(努力義務)。
「速やかに通報するよう努めなければなりません。」

高齢者本人も含め、通報者の個人情報他へ漏れることはありません。また、通報したことを理由として、解雇・その他不利益な扱いを受けることはありません。

【高齢者虐待に関する通報・相談窓口】
根室市市民福祉部介護福祉課
「地域包括支援センター」
TEL(23)6111 番内線 2181・2182

「根室市高齢者虐待防止ネットワーク会議」の設置

根室市高齢者虐待防止ネットワーク会議は、高齢者虐待の発生予防と早期発見・早期

対応・再発防止を推進し、「虐待を受けた高齢者が安定した生活を送ることができるようまで」、そして「養護者の問題解決に至るまで」の専門的な支援を各段階において実施することを目的に、根室市内の関係機関および団体等が連携を強め、より強力な支援体制を構築しました。

しかし、高齢者虐待の発見には地域で生活する市民皆さんの協力は不可欠で、虐待を受ける高齢者やその家族をいち早く発見し、見過ごされることのないよう意識を高め、地域における連携を強化していくことが最も重要となっています。